

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額(税込み)の100分の5以上とする。不足した場合、入札は無効となる。入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提示又は納入済みであることを証する書類を提出しなければならない。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当する。

3 入札保証金の免除

次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面(別添第2号様式「同種・同規模契約の履行証明書」及び、当該契約書の写し)を令和8年10月6日(火)までに提出した場合。
- (2) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和8年10月6日(火)までに提出した場合。なお、保険期間は開札日から起算して8日間以上とし(土、日、祝祭日含む)、次のア～キの取扱いに従うものとする。
 - ア 被保険者が「沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長 井上 顕」であること。
 - イ 保険会社の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。
 - ウ 保険契約者が入札参加者であること。
 - エ 保険金額が記載されていること。
 - オ 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
 - カ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項そのほか証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
 - キ 保険期間は、書類の提出日から契約担当者が指定する日までを含むものであること。

4 入札保証金の納付・還付申請方法

- (1) 第3号様式「債務者登録票」および第4号様式「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、令和8年10月1日(木)までに沖縄県水産海洋技術センター石垣支所へ提出する。
- (2) (1) に基づき発行する納付書をもとに、下記納付場所において納付し、領収書の写しを令和8年10月6日(火)までに沖縄県水産海洋技術センター石垣支所へ提出する(FAXかメール)。

納付場所 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、
農業協同組合(沖縄県内)、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行、
鹿児島銀行

- (3) 入札時に第5号様式「入札保証金還付請求書」を提出する。

※提出確認からおおよそ2週間後に登録した口座へ還付します。